

平成 30 年 度

下関市一般会計及び特別会計歳入歳出  
決算並びに基金運用状況審査意見書

下 関 市 監 査 委 員



下 監 第 1 9 3 号  
令和元年（2019年）8月26日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市監査委員	小 野 雅 弘
同	大 賀 一 慶
同	関 谷 博
同	亀 田 博

平成30年度下関市一般会計及び特別会計歳入  
歳出決算並びに基金運用状況審査意見について

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成30年度下関市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金運用状況調書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

# 目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 要 領	2
3	審 査 の 期 間	2
4	監 査 委 員 の 除 斥	2
5	審 査 の 結 果	2
6	決 算 の 総 括	4
	(1) 決 算 状 況	4
	(2) 決 算 収 支 状 況	5
	(3) 普 通 会 計 に お け る 財 政 状 況	6
7	一 般 会 計	18
	(1) 決 算 収 支 状 況	18
	(2) 歳 入	19
	(3) 歳 出	43
8	特 別 会 計	62
	(1) 決 算 収 支 状 況	62
	(2) 港 灣 特 別 会 計	64
	(3) 臨 海 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	70
	(4) 渡 船 特 別 会 計	75
	(5) 市 場 特 別 会 計	80
	(6) 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	85
	(7) 土 地 取 得 特 別 会 計	94
	(8) 観 光 施 設 事 業 特 別 会 計	98
	(9) 漁 業 集 落 環 境 整 備 事 業 特 別 会 計	104
	(10) 介 護 保 険 特 別 会 計 介 護 保 険 事 業 勘 定	109
	(11) 介 護 保 険 特 別 会 計 介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定	117
	(12) 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	121
	(13) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計	126
	(14) 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	131
	(15) 市 立 市 民 病 院 債 管 理 特 別 会 計	137
	(16) 公 債 管 理 特 別 会 計	140

9 財産に関する調書 .....	143
10 基金の運用状況 .....	147
む す び .....	151
資 料 (目次) .....	157

## 凡 例

- 1 特に断りのない限り歳入決算額及び収入済額は、過誤納金還付未済額を含んだ金額となっている。
- 2 表示単位未満の数値は、四捨五入を原則としている。
- 3 P (ポイント) は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 4 各表中及び各グラフ中、表示単位未満の数値は四捨五入したため、内訳の計と総数が合わない場合がある。
- 5 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 空欄 … 該当数値がないもの
  - 「0」又は「0.0」… 算出により零となるもの又は該当数値はあるが単位未満のもの
  - 「-」… 算出不能なもの
  - 「△」… 減少又は赤字 (マイナス)



# 平成30年度下関市一般会計及び特別会計 歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見

## 1 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度における次の「(1)対象会計」に掲げる下関市各会計に係る歳入歳出決算書並びにその附属書類である歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を審査し、併せて同法第241条第5項の規定により審査に付された、次の「(2)対象基金」に掲げる特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類について審査した。

### (1) 対象会計

- ア 下関市一般会計
- イ 下関市港湾特別会計
- ウ 下関市臨海土地造成事業特別会計
- エ 下関市渡船特別会計
- オ 下関市市場特別会計
- カ 下関市国民健康保険特別会計
- キ 下関市土地取得特別会計
- ク 下関市観光施設事業特別会計
- ケ 下関市漁業集落環境整備事業特別会計
- コ 下関市介護保険特別会計介護保険事業勘定
- サ 下関市介護保険特別会計介護サービス事業勘定
- シ 下関市農業集落排水事業特別会計
- ス 下関市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
- セ 下関市後期高齢者医療特別会計
- ソ 下関市市立市民病院債管理特別会計
- タ 下関市公債管理特別会計

(2) 対象基金

- ア 下関市奨学基金
- イ 下関市土地開発基金
- ウ 県収入証紙購入基金

2 審査の要領

(1) 平成30年度下関市一般会計及び特別会計決算の決算審査に当たっては、

- ア 地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条等の規定によって作成された歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され、その計数が正確であるか。
- イ 予算執行及びその他関連する事務が適正な手続きによって処理されているか。などについて総合的に審査を行った。

(2) 地方自治法第241条第5項の規定によって作成された基金運用状況調書について、その計数は正確か、会計事務は適正な手続きによって処理されているか等について審査した。

3 審査の期間

令和元年7月12日から令和元年8月8日までの28日間

4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、総務部の所管事項に係る決算審査について、小野雅弘監査委員を除斥した。

5 審査の結果

(1) 平成30年度下関市一般会計及び特別会計決算の決算審査の結果は、

- ア 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、かつ、記載された計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるものと認められた。
- イ 予算執行及びその他関連する事務処理については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 基金の運用状況を示す書類については、その計数は関係諸帳簿と符合し、会計事務も適正



に処理されているものと認められた。

- (3) 各会計の予算の執行状況等及び基金の運用状況に係る審査結果及び意見については、次に述べるとおりである。

## 6 決算の総括

### (1) 決算状況

平成30年度における一般会計及び特別会計の決算額は、予算現額 2,196億3,292万5,039円に対し、

- ・歳入総額 2,082億3,050万670円（予算現額に対する執行率 94.8%）
- ・歳出総額 2,045億582万3,854円（予算現額に対する執行率 93.1%）
- ・歳入歳出差引額 37億2,467万6,816円

となっており、全会計における歳入歳出差引（形式収支）は黒字となっている。

平成30年度における一般会計及び特別会計別の決算状況は、次表のとおりである。

一般会計及び特別会計における決算状況

（単位：円）

区 分		一般会計	特別会計	合 計
予算現額 A		121,673,698,643	97,959,226,396	219,632,925,039
歳入	決算額 B	115,127,801,116	93,102,699,554	208,230,500,670
	執行率 B / A	94.6%	95.0%	94.8%
歳出	決算額 C	111,407,310,247	93,098,513,607	204,505,823,854
	執行率 C / A	91.6%	95.0%	93.1%
歳入歳出差引額 （形式収支） B - C		3,720,490,869	4,185,947	3,724,676,816

なお、会計別の歳入・歳出決算状況の詳細は、別表1及び別表2（P158～161）のとおりである。

(2) 決算収支状況

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、次表のとおりである。(別表3：P162～163を参照)

一般会計及び特別会計における決算収支の状況

(単位：円)

区 分	平成30年度			平成29年度
	一般会計	特別会計	合 計	一般・特別会計合計
歳入総額 A	115,127,801,116	93,102,699,554	208,230,500,670	223,709,744,300
歳出総額 B	111,407,310,247	93,098,513,607	204,505,823,854	221,269,544,680
歳入歳出差引額(形式収支) C = A - B	3,720,490,869	4,185,947	3,724,676,816	2,440,199,620
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,194,241,135	9,857,253	1,204,098,388	452,826,162
実質収支 C - D	2,526,249,734	△ 5,671,306	2,520,578,428	1,987,373,458
単年度収支	456,001,912	77,203,058	533,204,970	1,256,110,936

注 単年度収支 = 当年度実質収支 - 前年度実質収支

当年度の全会計における歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額(形式収支)は37億2,467万6,816円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源が12億409万8,388円であるため、実質収支は25億2,057万8,428円の黒字となっているが、港湾特別会計及び臨海土地造成事業特別会計においては実質収支が赤字となっており、翌年度歳入の繰上充用で補填している。

なお、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は5億3,320万4,970円の黒字となっている。

(3) 普通会計における財政状況

ア 普通会計

普通会計とは、個々の地方公共団体の間で一般会計が包含する事務事業に違いがあるため、地方公共団体の財政を相互に比較したり、統一した基準で合算したりする場合に不都合があることから考え出された地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である。

財政の健全性維持のためには、自己の財政力を把握することが肝要であり、決算状況を通じて、自らの財政状況を分析するとともに他の類似団体と比較し、これらを明確に把握することが、今後の財政運営にとって必要であるとともに、決算審査の前提とも考えられるところである。このことから、本市の決算状況について、他の類似団体との比較が可能となる普通会計について考察する。

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合算し、それぞれの会計間で相互重複するものを控除したものであり、平成30年度の下関市においては、一般会計並びに港湾、土地取得、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、後期高齢者医療、市立市民病院債管理及び公債管理の各特別会計の一部又は全部により普通会計を構成している。

普通会計の構成内訳は、次表のとおりである。

普通会計の構成内訳

(単位：千円)

区 分	歳 入		歳 出	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
一般会計	115,119,110	97.6	108,877,781	95.4
港湾特別会計	2,063,444	1.8	4,252,399	3.7
土地取得特別会計	204,286	0.2	463,181	0.4
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	41,149	0.0	30,370	0.0
後期高齢者医療特別会計	8,756	0.0	8,756	0.0
市立市民病院債管理特別会計	497,335	0.4	497,335	0.5
合 計	117,934,080	100.0	114,129,822	100.0

注 公債管理特別会計は、歳入歳出金額が全て他会計と重複するため、表には記載しない。

イ 類団指標

類団指標は、毎年総務省が作成する「類似団体別市町村財政指数表」の数値を用いるべきであるが、本市の類似団体の類型である中核市は人口・財政規模が非常に幅広いため、

平成30年3月31日現在中核市である48団体のうち、人口が40万人未満（平成27年国勢調査）である以下の26団体の単純平均（平成29年度決算数値）を指標（以下「類団指標」という。）とした。

・類団指標として用いる中核市（26団体）

下関市・函館市・旭川市・青森市・八戸市・盛岡市・秋田市・郡山市・いわき市・前橋市・高崎市・川越市・越谷市・長野市・豊橋市・岡崎市・大津市・豊中市・高槻市・奈良市・和歌山市・呉市・高知市・久留米市・佐世保市・那覇市

#### ウ 普通会計決算収支状況

普通会計の決算収支の状況は、次表のとおりである。

#### 普通会計における決算収支の状況

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成29年度	類団指標 (平成29年度)
歳入総額 A	117,934,080	127,625,998	133,085,454
歳出総額 B	114,129,822	125,022,972	129,792,072
歳入歳出差引額（形式収支） C = A - B	3,804,258	2,603,026	3,293,382
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,213,101	459,905	856,968
実質収支 E = C - D	2,591,157	2,143,121	2,436,414
単年度収支 F	448,036	△ 28,910	334,466
積立金 G	865,195	1,422,221	877,605
繰上償還金 H			13,157
積立金取崩し額 I	2,500,000	1,800,000	1,978,582
実質単年度収支 F + G + H - I	△ 1,186,769	△ 406,689	△ 753,354

注1 単年度収支＝当年度実質収支－前年度実質収支

2 積立金及び積立金取崩し額は、財政調整基金の額のみ計上

当年度の普通会計における歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）は38億425万8千円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源が12億1,310万1千円であるため、実質収支は25億9,115万7千円となっており、前年度実質収支を差し引い

た単年度収支は 4 億 4,803 万 6 千円の黒字となっている。

また、実質単年度収支は 11 億 8,676 万 9 千円の赤字となっている。

## エ 歳入の構成

### ・自主財源と依存財源

市町村の財源には、自らの権限で収入し得る財源と、国及び都道府県を經由する財源で市町村の裁量が制限されているものがある。前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。

自主財源と依存財源の内訳は、次表のとおりである。

自主財源と依存財源の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度		平成 29 年度		比較増減 A-B	前年度 対比 A/B (%)	額面目標 (平成 29 年度)		
	決算額 A	構成比 (%)	決算額 B	構成比 (%)			決算額	構成比 (%)	
自 主 財 源	地 方 税	33,085,350	28.1	33,211,473	26.0	△ 126,123	99.6	47,703,088	35.9
	使用料及び手数料	4,006,039	3.4	4,042,655	3.1	△ 36,616	99.1	2,830,811	2.1
	繰 入 金	3,642,507	3.1	5,388,763	4.2	△ 1,746,256	67.6	3,744,714	2.8
	繰 越 金	2,603,026	2.2	2,517,790	2.0	85,236	103.4	2,679,698	2.0
	諸 収 入	5,931,459	5.0	6,008,339	4.7	△ 76,880	98.7	5,192,558	3.9
	そ の 他	1,765,239	1.4	1,844,074	1.5	△ 78,835	95.7	2,040,138	1.5
	小 計	51,033,620	43.2	53,013,094	41.5	△ 1,979,474	96.3	64,191,007	48.2
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	777,457	0.7	773,701	0.6	3,756	100.5	963,350	0.7
	交 付 金	5,736,283	4.8	5,601,928	4.4	134,355	102.4	7,014,470	5.3
	地 方 交 付 税	25,585,474	21.7	26,655,009	20.9	△ 1,069,535	96.0	15,775,338	11.9
	国 庫 支 出 金	16,800,403	14.3	17,846,502	14.0	△ 1,046,099	94.1	23,734,534	17.8
	都 道 府 県 支 出 金	7,570,564	6.4	8,110,438	6.4	△ 539,874	93.3	9,652,492	7.3
	地 方 債	10,430,279	8.9	15,625,326	12.2	△ 5,195,047	66.8	11,754,263	8.8
	小 計	66,900,460	56.8	74,612,904	58.5	△ 7,712,444	89.7	68,894,447	51.8
歳 入 合 計	117,934,080	100.0	127,625,998	100.0	△ 9,691,918	92.4	133,085,454	100.0	

注 1 自主財源のその他は、分担金及び負担金、財産収入、寄附金である。

注 2 依存財源の交付金は、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、利子割交付金などである。

当年度の自主財源額は 510 億 3,362 万円で、前年度と比較し 19 億 7,947 万 4 千円減少している。

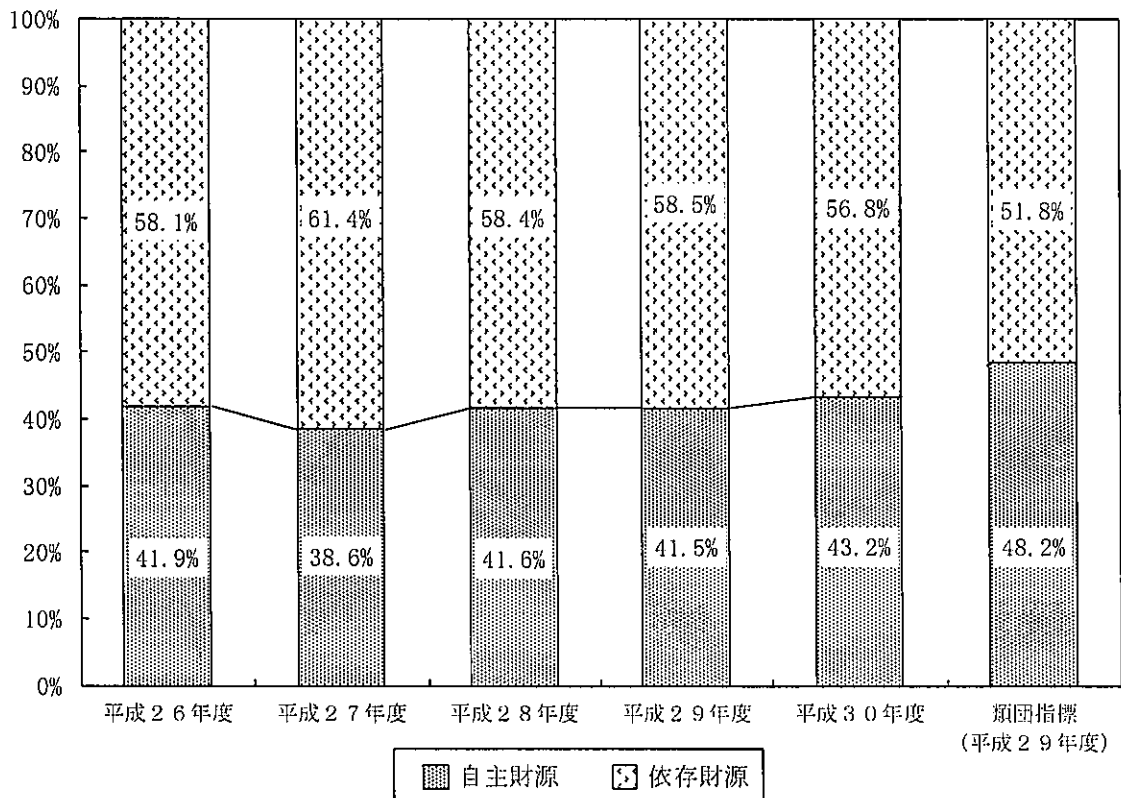
当年度の依存財源額は 669 億 46 万円で、前年度と比較し 77 億 1,244 万 4 千円減少している。

自主財源額の減少は主に、繰入金が 17 億 4,625 万 6 千円減少したことによるものである。

依存財源額の減少は主に、地方債が 51 億 9,504 万 7 千円、地方交付税が 10 億 6,953 万 5 千円、国庫支出金が 10 億 4,609 万 9 千円それぞれ減少したことによるものである。

過去 5 か年度における自主財源と依存財源の構成は、次のグラフのとおりである。

自主財源と依存財源の構成



・一般財源等と特定財源

一般財源とは、収入した時点でその使途が特定されず、地方公共団体の裁量によって使用できる財源をいい、地方税や地方譲与税、地方消費税交付金等の各種交付金、地方交付税等がこれに当たる。

特定財源とは、収入の段階で使途が特定されている財源で、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都道府県支出金、地方債等がある。

一般財源等とは、決算統計上の概念で、一般財源のほか、目的が特定されていない寄附金等、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財

源を合わせたものをいう。

一般財源等と特定財源の内訳は、次表のとおりである。(別表5：166～167を参照)

一般財源等と特定財源の内訳

(単位：千円)

区 分	平成30年度		平成29年度		比較増減 A-B	前年度 対比 A/B(%)	類団指標 (平成29年度)	
	決算額 A	構成比 (%)	決算額 B	構成比 (%)			決算額	構成比 (%)
一般財源等	78,805,509	66.8	81,989,228	64.2	△ 3,183,719	96.1	82,230,110	61.8
特定財源	39,128,571	33.2	45,636,770	35.8	△ 6,508,199	85.7	50,855,344	38.2
歳入合計	117,934,080	100.0	127,625,998	100.0	△ 9,691,918	92.4	133,085,454	100.0

当年度の歳入総額に対する一般財源等の構成比は66.8%で、前年度と比較し2.6ポイント上昇している。決算額を前年度と比較すると、一般財源等が3.9%、特定財源が14.3%それぞれ減少している。

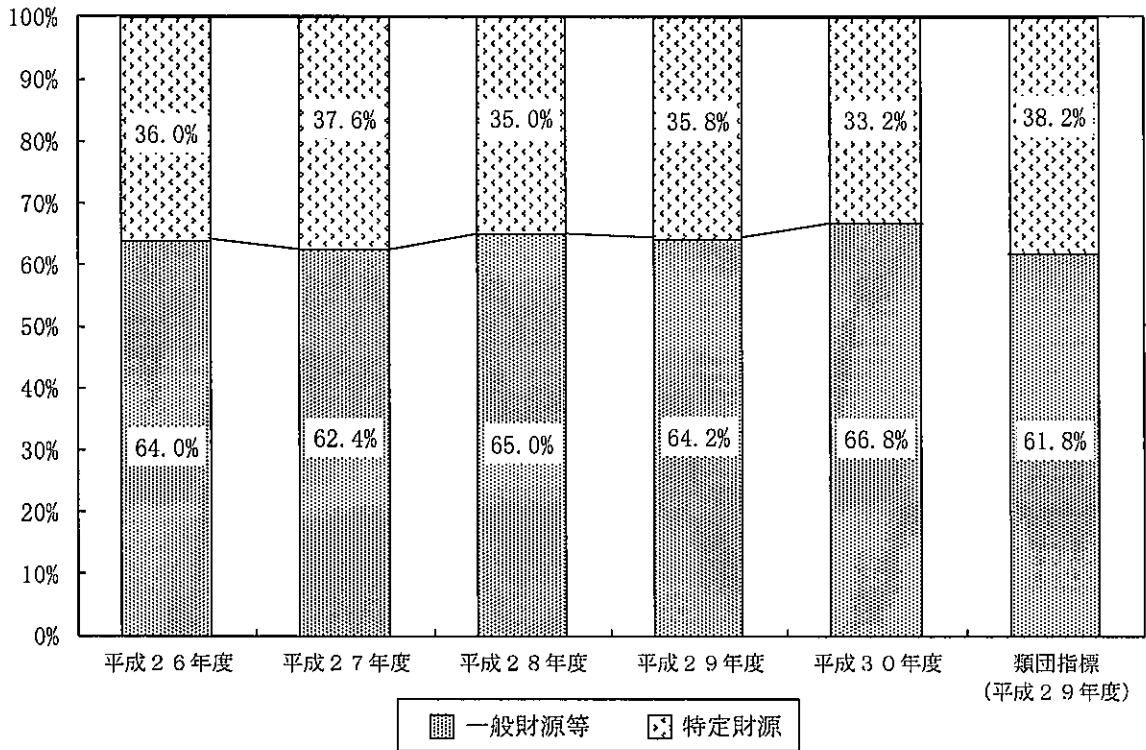
一般財源等の減少額は31億8,371万9千円で、これは主に、繰入金が19億69万8千円、地方交付税が10億6,953万5千円それぞれ減少したことによるものである。

特定財源の減少額は65億819万9千円で、これは主に、地方債が51億7,250万円、国庫支出金が9億8,796万3千円、都道府県支出金が5億3,082万4千円それぞれ減少したことによるものである。

過去5か年度における一般財源等と特定財源の構成は、次のグラフのとおりである。



一般財源等と特定財源の構成



オ 歳出の構成

普通会計における地方公共団体の経費を、その経済的性質に着目して分類することを性質的分類といい、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別される。

義務的経費とは、支出が義務的で任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいい、歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費がこれに当たる。義務的経費の歳出に占める割合が低いほど財政構造に弾力性があり、比率が高くなると財政構造の硬直度高まるとされている。

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等財産として将来に残るものに対して支出される経費のことをいい、普通建設事業費、災害復旧事業費から構成される。

その他の経費とは、義務的経費、投資的経費以外の経費で、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金・貸付金がこれに当たる。

歳出の性質別決算額の内訳は、次表のとおりである。

歳出の性質別決算額の内訳

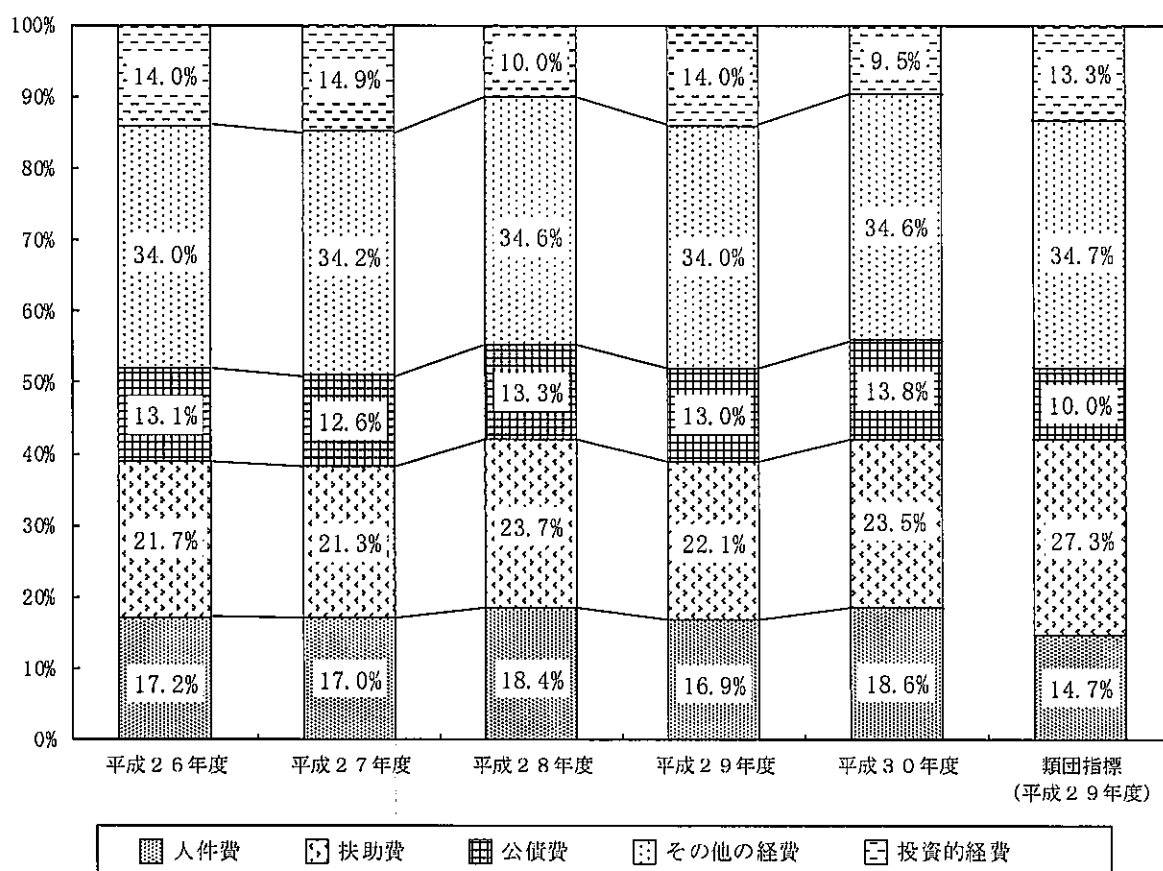
(単位：千円)

区 分	平成30年度		平成29年度		類団指標 (平成29年度)		
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	
義務的経費	人件費	21,209,253	18.6	21,136,573	16.9	19,053,500	14.7
	扶助費	26,869,034	23.5	27,662,320	22.1	35,479,141	27.3
	公債費	15,732,811	13.8	16,183,579	13.0	12,945,123	10.0
	小計	63,811,098	55.9	64,982,472	52.0	67,477,764	52.0
その他の経費	物件費	14,141,978	12.4	14,513,425	11.6	16,010,674	12.3
	維持補修費	1,364,934	1.2	1,278,469	1.0	1,636,743	1.3
	補助費等	7,556,616	6.6	8,091,334	6.5	9,804,769	7.6
	繰出金	12,940,939	11.3	13,088,807	10.5	12,106,664	9.3
	積立金	1,560,835	1.4	2,289,743	1.8	1,979,015	1.5
	投資及び出資金・貸付金	1,947,313	1.7	3,276,284	2.6	3,455,669	2.7
	小計	39,512,615	34.6	42,538,062	34.0	44,993,534	34.7
投資的経費	普通建設事業費	10,605,876	9.3	17,395,543	13.9	16,481,768	12.7
	災害復旧事業費	200,233	0.2	106,895	0.1	839,006	0.6
	小計	10,806,109	9.5	17,502,438	14.0	17,320,774	13.3
歳出合計		114,129,822	100.0	125,022,972	100.0	129,792,072	100.0

当年度の義務的経費の構成比は 55.9%で、前年度と比較し 3.9 ポイント上昇している。  
また、当年度の投資的経費の構成比は 9.5%で、前年度と比較し 4.5 ポイント低下している。

過去5か年度における歳出の性質別決算額の構成は、次のグラフのとおりである。

歳出の性質別決算額の構成



## カ 財政分析指標

### ・ 財政力指数

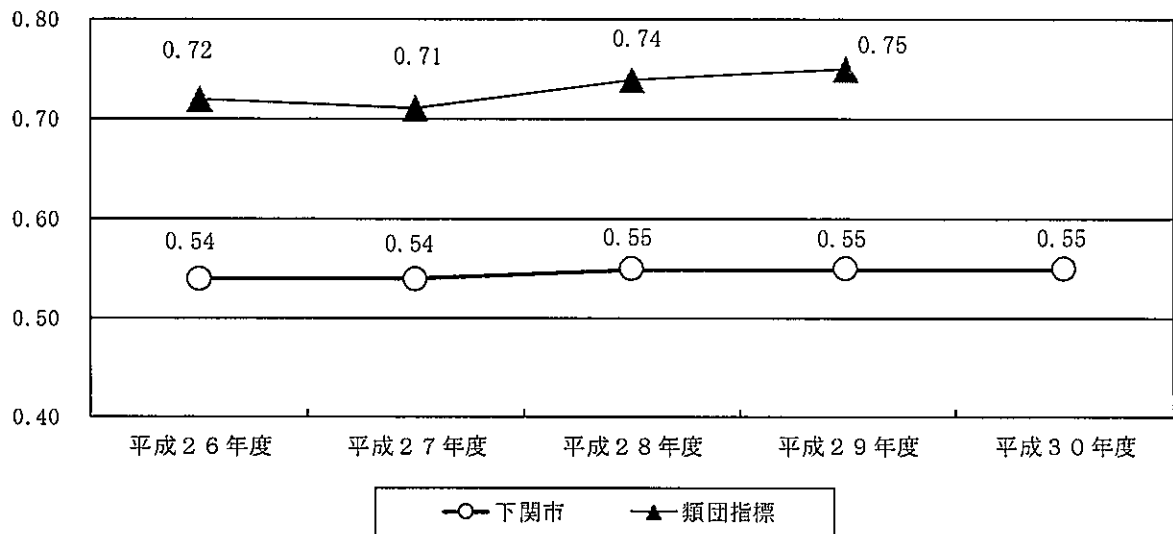
財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。

財政力指数が高いほど、自主財源の割合が高く財政力が強い団体であるといえる。指数が1を超えれば、財源に余裕があるとされている。

当年度の財政力指数は、前年度と同じ0.55となっている。

過去5か年度における財政力指数の推移は、次のグラフのとおりである。

財政力指数の推移



・ 経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である。この指標は、人件費・扶助費・公債費等の毎年度経常的に支出される経費に、地方税・普通交付税等の毎年度経常的に収入される一般財源等がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、次の数式によって算出される。

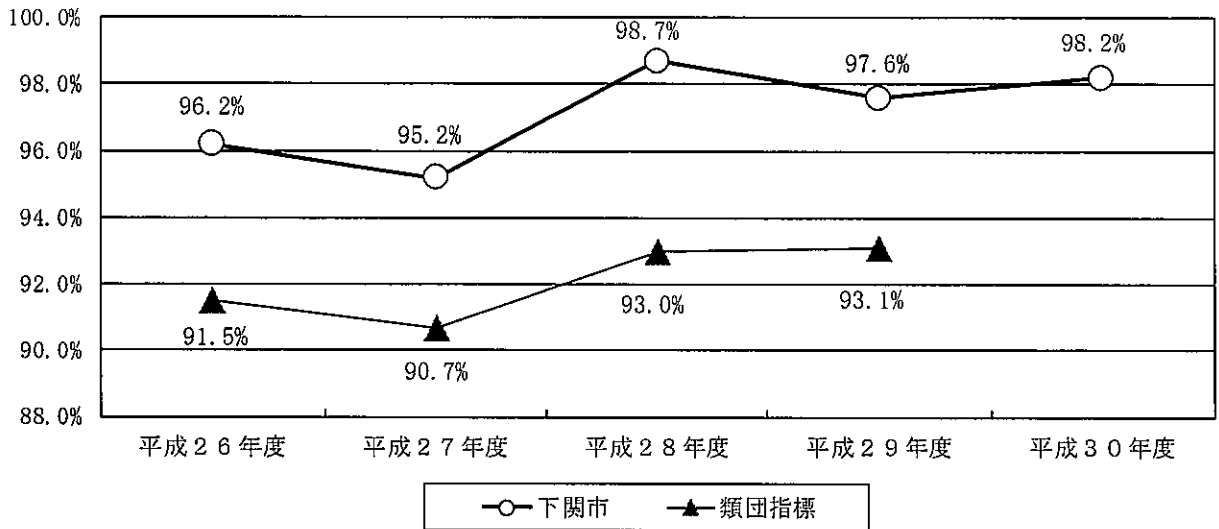
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{(\text{経常一般財源等総額} + \text{臨時財政対策債})} \times 100$$

当年度の経常収支比率は 98.2%で、前年度と比較し 0.6 ポイント上昇している。

これは、地方交付税の減少に伴い、分母の経常一般財源等総額が減少したことから、当該比率が高くなったものである。

過去5か年度における経常収支比率の推移は、次のグラフのとおりである。

経常収支比率の推移



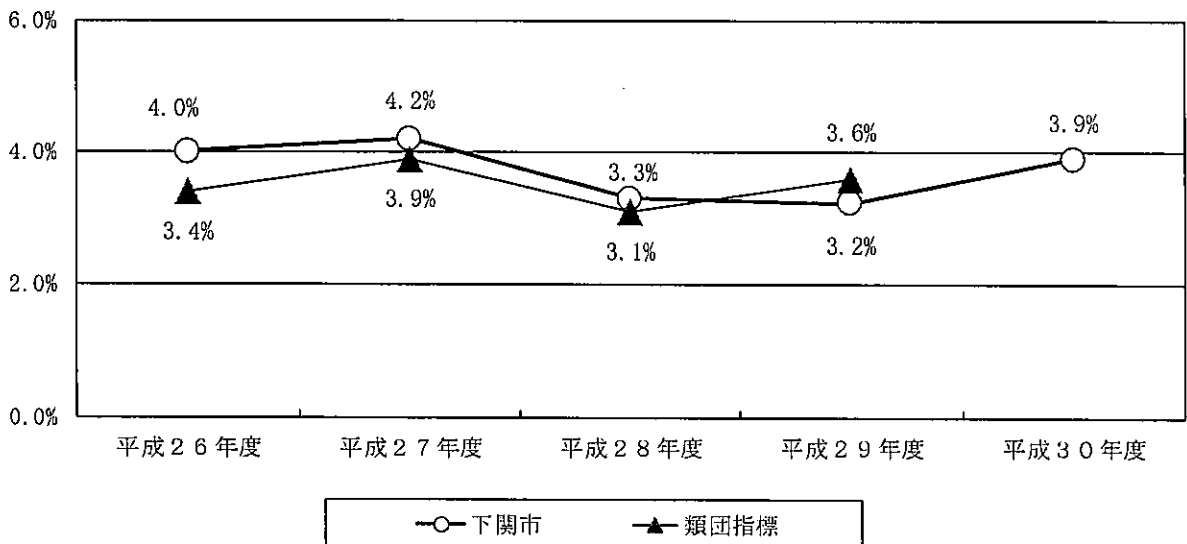
・ 実質収支比率

実質収支比率とは、実質収支の標準財政規模（標準税収入額等、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の総和）に対する割合である。実質収支比率が正数の場合は実質収支が黒字であり、負数の場合は赤字団体であることを示す。

当年度の実質収支比率は 3.9%で、前年度と比較し 0.7 ポイント上昇している。

過去5か年度における実質収支比率の推移は、次のグラフのとおりである。

実質収支比率の推移



キ 積立基金の状況

普通会計における積立基金の状況は、次表のとおりである。

積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	比較増減	類団指標 (平成29年度)	
積立基金現在高	14,089,167	16,169,904	△ 2,080,737	18,193,256	
内 訳	財政調整基金	6,869,630	8,503,500	△ 1,633,870	6,959,588
	減債基金	5,927	5,813	114	1,787,428
	その他特定目的基金	7,213,610	7,660,591	△ 446,981	9,446,240

・ 財政調整基金

財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するという役割をもっており、経済の不況等による大幅な税収の落込みによる一時的な財源不足の穴埋めや、災害や緊急に実施すべき大規模建設事業等の発生による財源不足額の補填に備えるための資金を積み立てる目的で設置される基金である。

・ 減債基金

減債基金とは、公債費は収入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費であることから、この償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置される基金である。

・ その他特定目的基金

その他特定目的基金とは、財政調整基金、減債基金以外の基金で、特定の目的のために資金を積み立てる目的で設置される基金である。

当年度の積立基金の現在高は 140 億 8,916 万 7 千円で、前年度と比較し 20 億 8,073 万 7 千円減少している。

減少の要因は主に、財政調整基金が 16 億 3,387 万円減少したことによるものである。

過去 5 か年度における積立基金現在高の推移は、次のグラフのとおりである。

積立基金現在高の推移

(単位：百万円)

